

とくしま在宅育児応援クーポン交付申請受付中！

10月より在宅育児家庭の心理的・経済的負担の軽減を図ることを目的に、子育て支援サービスの助成を受けることができるクーポンを交付しています。

【対象】 平成29年4月1日以降に生まれたお子さんを育児している保護者

【交付要件】 ①保育所等にお子さんを預けていないこと

②保護者の市町村民税所得割額合算額が169,000円未満の世帯

【有効期限】 誕生日または、事業開始日（10月1日）から1年間

【クーポンの額】 お子さん1人につき15,000円分（500円券×30枚つづり）

【利用サービス】 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、任意の予防接種（インフルエンザ・ロタウイルス・おたふくかぜ）、歯のフッ化物塗布（保険診療外）、助産師による産後ケア

※クーポンご利用についての詳細は、市児童福祉課へお問い合わせください。



申請に必要なもの

○はんこ

○所得課税証明書（1月1日時点で小松島市に住民票がない場合のみ）

子育て支援事業のご案内

一時預かり事業

保育所などを利用していない家庭で、一時的に家庭での保育が困難（入院・冠婚葬祭・育児疲れなど）となった乳幼児をお預かりする事業を実施しています。

ご利用の際には、事前登録が必要です。一時預かりを実施している次の施設まで、直接お問い合わせください。

かもめ保育園（☎38・2270）

花しんばり子ども園（☎37・1015）

こまつしま健祥会認定こども園（☎32・0266）

こやす認定こども園（☎32・3462）

さかの認定こども園（☎37・1770）

子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て相談や子育てに関する情報の提供、施設開放のほか、親子で楽しめる行事など、地域の需要に応じた子育て支援を行います。

次の施設で子育て支援センターを実施しています。

花しんばり子ども園

こまつしま健祥会認定こども園

こやす認定こども園

さかの認定こども園

ルピア子育て支援センター・スマイルピア

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は、年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況であり、依然として深刻な社会問題となっています。子どもたちの笑顔を守るためにできることを、一緒に考えてみませんか。

児童虐待を早期に発見するためには、子どもや家族、家庭の様子に「何かおかしいな？」と感じたとき、その疑問をそのままにしないことが大切です。法律では、虐待を発見したり虐待を疑ったりした人は、児童相談所などに通告しなければならないことになっています。

また、国においては、児童虐待防止法などの法改正をおこない体罰の全面禁止が決定されました。しつけのつもりで体罰を与えることは虐待になります。

「虐待かも…と感じたら迷わず電話を」

児童相談所全国共通
3桁ダイヤル

いち
1
はや
8
く
9

児童虐待防止推進月間標語

189(いちはやく)ちいさな命に待ったなし



【相談先・お問い合わせ先】 市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口）

☎32・2114/FAX32・3738

Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp